

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ黒石市医療救護要項

1 趣旨

この要項は、「青の煌^{きら}めきあおもり国スポ（以下「国スポ」という。）黒石市医事・衛生基本計画」に基づき、国スポにおける医療救護対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

青の煌^{きら}めきあおもり国スポ黒石市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、青の煌^{きら}めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て医療救護を実施する。

3 救護所の設置

(1) 設置場所

救護所は、競技会場の適切な場所に設置する。

(2) 人員配置

救護所には、必要に応じて医師、看護師、保健師等を置く。

(3) その他

救護所には、必要に応じて医薬品、医療器具、A E D等を配置する。ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。

4 医療救護体制

医療救護体制については、次のとおり適切な対応を行う。

(1) 救護所における医療救護

救護所では、患者に対する応急措置及び軽易な治療を行うほか、必要に応じて医療機関に移送する。

(2) 練習会場における医療救護

練習会場には、必要に応じて医薬品、医療器具、A E D等を配置する。ドーピング禁止物質を包含する医薬品は配備しない。

(3) 宿舎における医療救護

大会参加者等が、宿舎において発病又は負傷した場合には、宿舎提供者が必要に応じて医療機関の紹介、または、救急自動車の出動依頼を行うとともに、その旨を速やかに市実行委員会に連絡する。また、市実行委員会は、本役割について宿舎提供者への周知に努める。

(4) 救急自動車の配備

救急自動車の配備については、別途、関係機関と協議して決める。

5 医療費の負担

救護所での診療費用を除き、医療費は全て受診者が負担するものとする。

6 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における医療救護対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。